

尼崎市子ども・子育て審議会

第1回利用者負担検討部会 次第

日時：平成30年11月8日（木）

午後6時30分～

場所：尼崎市立すこやかプラザ ホールA

1 議題

- (1) 部会長による副部会長の指名
- (2) これまでの保育料体系の見直し内容及び本市の財政状況等について
- (3) 幼児教育・保育の無償化の動向について

2 その他

以 上

尼崎市子ども・子育て審議会利用者負担検討部会委員名簿

No.	選出区分	氏名	所属等
1	学識経験者（児童福祉専攻）	◎ 田邊 やすみ 泰美	園田学園女子大学 短期大学部幼児教育学科
2	学識経験者（教育専攻）	西川 マサキ 正晃	岐阜聖徳学園大学 教育学部
3	特別委員（学識経験者）	橋本 コウイチ 好市	神戸常盤大学 教育学部こども教育学科
4	児童福祉又は学校教育の関係者	鳴神 シホ 志保子	尼崎法人保育園会
5	児童福祉又は学校教育の関係者	濱名 ヒロシ 浩	尼崎市私立幼稚園連合会
6	市民の代表者	玉木 マスミ 真澄	就学前の子どもの保護者
7	市民の代表者	吉澤 ナコ 直子	就学後の子どもの保護者

◎：部会長 ○：副部会長

（平成30年11月8日現在 敬称略／選出区分ごとに50音順）

これまでの本市の保育料の体系 の見直しの経緯と課題について



①平成15年度尼崎市の子育て支援に係る受益と負担のあり方について

- 応能負担から応益負担へ
- 保育料階層については、19階層を11階層へ
- 各階層の保育料は公平性の観点からすべての階層について、国基準から一定率を減じた額を基準とする。また所得が低い層にも配慮するため下位の階層へ向かうに従い、階層ごとに一定率を逡減していく。

【国基準に9割を乗じたものを基本とした逡減率】

B2階層	0.65
C1階層	C2階層から1,000円減額
C2階層	0.75
D1階層	0.85
D2階層	0.90
D3階層	0.95

- あるべき姿に向けて年次ごとに改定する。
(平成19年度が最終年度)



②平成20年度保育所保育料体系の評価について

- 保育制度の根幹及び国の保育料に対する考え方に変更がないことから、現行のまま維持することが望ましい。
- D4階層は他の階層に比べて特に保育料を含む子育て経費の負担が大きいため、応能負担へ変更する必要がある。
- D4階層の位置づけの変更によりD3階層以下の逡減率についても一定の検証を行い、D1～D3階層を見直す。

【国基準に9割を乗じたものを基本とした逡減率(見直し後)】

B2階層	0.65
C1階層	C2階層から1,000円減額
C2階層	0.75
D1階層	【新】0.775
D2階層	【新】0.825
D3階層	【新】0.875
D4階層	【新】0.9

- 平成21年度の保育料から適用、一方で保育料算定方法も見直し(激変緩和策実施)



③平成26年度子ども・子育て支援新制度に係る尼崎市の利用者負担について

- 利用者負担国基準に変更がないため、現行の階層区分及び各階層の保育料の維持を基本とする。
- ほとんどの自治体は国基準より独自で階層区分を細分化し、低い保育料を設定している。
- 阪神間のほとんどの自治体が尼崎市のD4とD5階層区分において細分化を実施している。
- D4とD5階層の各階層区分における市民税所得割課税額の幅が広すぎるため、量階層の細分化が必要。

【国基準に9割を乗じたものを基本とした逡減率(見直し後)】

B2階層	0.65
C1階層	C2階層から1,000円減額
C2階層	0.75
D1階層	0.775
D2階層	0.825
D3階層	0.875
D4階層	【新D4】 0.855
	【新D5】 0.90
D5階層	【新D6】 0.95
	【新D7】 1.00



今回の見直しのあり方と課題

- 国は3歳以上児(2号認定)の保育料を無償化する予定であり、本市も国制度に合わせる。
- 3歳未満児(3号認定)の利用者負担国基準の動向は不明であるが、現状では変更は無いので現行の階層区分及び各階層の保育料の維持を基本とするべきものとする。
- 幼児教育・保育の無償化により、就学前児童の利用者負担は軽減される。
- 幼児教育・保育の無償化に係る財政負担は現状では不透明であり、市の負担は増える可能性もある。
- 他都市との比較において阪神間ではそれほど大きな差はないが、本市の3号認定の利用者負担額については、階層間で金額の差が大きい所があること、また最も高い階層の保育料が高い。
- 平成27年度からの保育料体系の見直しができたのは、運営費(給付費)の負担割合が新制度施行により減ったことが大きな要因である。保育料を見直し、軽減化を図ることにより本市財政への影響が出るため、本市の財政状況との兼ね合いを図らなければならない。

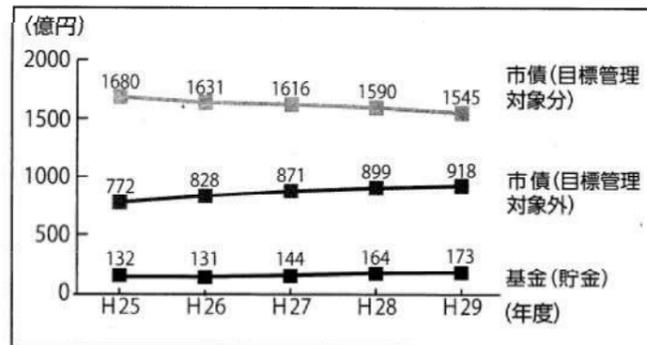


◆平成29年度歳出の主な内訳

民生費	生活保護に係る歳出	352億2500万円	教育費	学校の統廃合に係る歳出	38億400万円
	児童福祉の向上に係る歳出	271億3100万円		学校の施設維持に係る歳出	12億7500万円
	障害者(児)支援に係る歳出	144億1600万円	総務費	各種システム関係に係る歳出	9億2000万円
	高齢者支援に係る歳出	135億2200万円		公害病補償に係る歳出	29億7800万円
公債費	借りたお金の返済金に係る歳出	238億4600万円	その他	市内企業の資金融資に係る歳出	2億4600万円
土木費	下水道事業に係る歳出	46億700万円		消防局の管制システムなどに係る歳出	2億500万円

◆基金(貯金)と市債(借金)の残高

行財政改革計画「あまがさき「未来へつなぐ」プロジェクト」に基づく取り組みを進めてきた結果、市の貯金に当たる基金の残高は徐々に増加しており、市の借金に当たる市債のうち※目標管理対象分については縮減傾向にあります。



※目標管理対象分 国の制度などによって事実上発行せざるを得ない借金を除いた、市の努力で縮減できる借金のこと

市債(借金)と市債(借金)の残高

本市の財政状況を月額の収入総額が30万円の家庭に例えた場合、月額の収入総額の約14.7倍の借金をしており、貯金は月額の収入総額とほぼ同額です。

市の財政状況		家計に例えた場合	
市債	2456億円	借金	440万円
基金	173億円	貯金	31万円

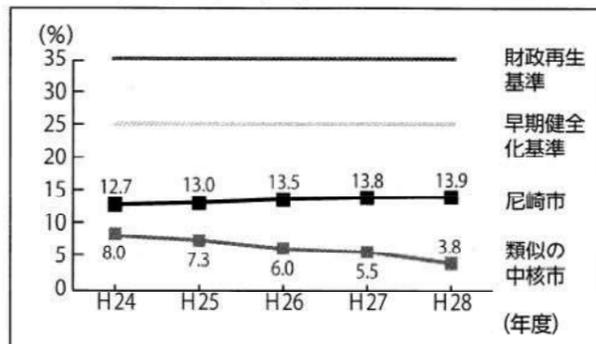
◆本市全体の財政状況指数

平成29年度の決算における「財政健全化法」の規定による健全化判断比率を算出すると、本市はいずれの指標も財政健全化団体などの基準を下回りましたが、類似の中核市の平均値と比較すると、実質公債費比率と将来負担比率は高い状況にあるため、今後も引き続き将来負担の抑制に努めていく必要があります。

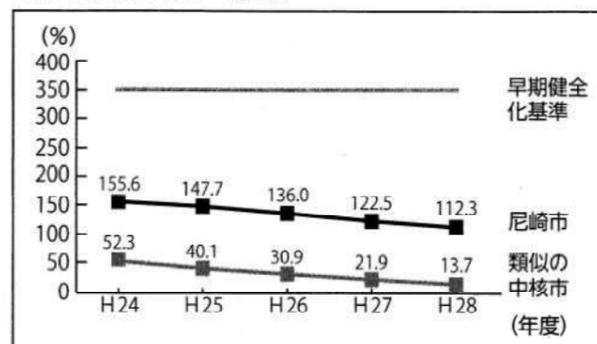
実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
一般会計と一部の特別会計の赤字額の程度を示す指標	全ての会計の赤字額の程度を示す指標	借返済額の程度を示す指標	将来に見込まれる全ての負債の程度を示す指標
なし (早期健全化基準:11.25) (財政再生基準:20.0)	なし (早期健全化基準:16.25) (財政再生基準:30.0)	13.5 (早期健全化基準:25.0) (財政再生基準:35.0)	102.6 (早期健全化基準:350.0) (財政再生基準:なし)

※早期健全化基準や財政再生基準を超えた場合、財政健全化や財政再生の手続きに入らなければなりません

実質公債費比率の推移



将来負担比率の推移



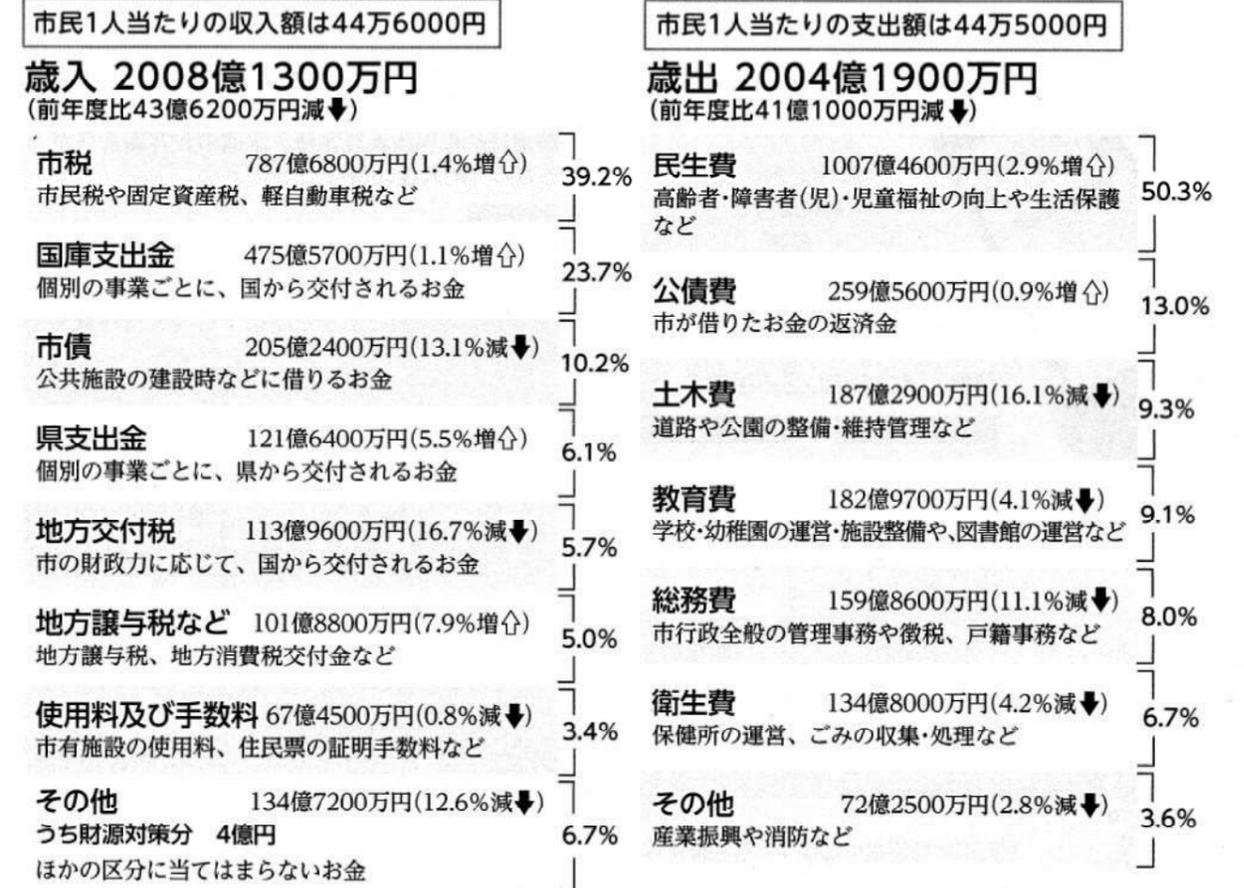
平成29年度一般会計の決算状況 関財政課 ☎6489-6157

平成29年度一般会計の決算状況についてお知らせします。歳入総額2008億1300万円から歳出総額2004億1900万円と翌年度に繰り越す事業のためのお金1億9800万円を除くと差し引きは1億9600万円となりました。

しかし、このうち歳入総額には、不足する財源を補うための基金(貯金)の取り崩し額4億円の財源対策による歳入が含まれており、それを考慮すると2億400万円の赤字でした。今後、基金(貯金)の取り崩しを行わなくても収支が黒字になるよう努めていく必要があります。

いずれの金額も100万円未満を四捨五入しているため、合計の合わないものがあります。

◆平成29年度一般会計の収支について



かっこ内は前年度比。市民1人当たりの収入・支出額は平成30年4月1日現在の推計人口(450,721人)で算出

平成29年度決算のポイント

平成28年度と比較した収支状況

歳出では、社会保障関係経費などの増加に伴い、扶助費が約7億円増えたものの城内まちづくり整備事業などが減少したことに伴い、投資的経費が約19億円の減少となったことに加え、歳入では市税が約11億円増加しました。※市の実質的な負担額で記載

平成28年度は、27億円の財源対策が必要でした。平成29年度は収支が改善しましたが、4億円の財源対策が必要となりました。

今後の見通し

今後の財政状況は、少子高齢化に伴う社会保障関係経費や学校施設の耐震化・空調整備などの学校環境の充実などに対応するために発行した市債(借金)に係る公債費(返済金)の増加などで、厳しい状況が見込まれるため、引き続き行財政改革計画「あまがさき「未来へつなぐ」プロジェクト」に基づき、行財政改革の取り組みを進めていく必要があります。

Ⅲ 平成29年度決算の概況

前年度と比べ収支は改善したものの、4億円の財源対策が必要となった

平成29年度一般会計の決算状況は下表のとおりであり、実質収支は1億96百万円となっている。

平成29年度当初予算と比較すると、歳入では、市税が約9億円、株式等譲渡所得割交付金などの税外諸収入が約1億円の増となった。一方、歳出の一般財源ベースでは、給与改定などに伴い人件費が約4億円の増となったが、執行差金等により物件費全体で約11億円の減、不動産売払収入の増に伴う公共用地先行取得事業費会計繰出金の減などにより繰出金が約4億円の減となったことを受け、当初措置していた27億50百万円の財源対策のうち、23億50百万円は減少したものの、4億円の財源対策が必要となった。

また、27億円の財源対策を講じた平成28年度決算と比較すると、歳出の一般財源ベースでは、社会保障関係経費などの増に伴い扶助費が約7億円の増となったものの、城内まちづくり整備事業費などの減に伴い投資的経費が約19億円の減となったことに加え、歳入では、市税が約11億円の増となった。

(単位：百万円)

	歳入総額 A	歳出総額 B	形式収支 C=A-B	翌年度に繰り越すべき財源 D	実質収支 E=C-D
一般会計	200,813	200,419	394	198	196

(単位：百万円)

	H28決算 ①	H29当初予算 ②	H29決算 ③	増減比較 ③-①	増減比較 ③-②
実質収支 E	272	-	196	△ 76	196
財源対策合計 F	2,700	2,750	400	△ 2,300	△ 2,350
基金の活用	1,700	2,750	400	△ 1,300	△ 2,350
財政調整基金	-	1,000	400	400	△ 600
減債基金	800	1,750	-	△ 800	△ 1,750
公共施設整備基金	900	-	-	△ 900	-
市債充当率の嵩上げ（行政改革推進債）	1,000	-	-	△ 1,000	-
実質収支 - 財源対策 G=E-F	△ 2,428	△ 2,750	△ 204	2,224	2,546

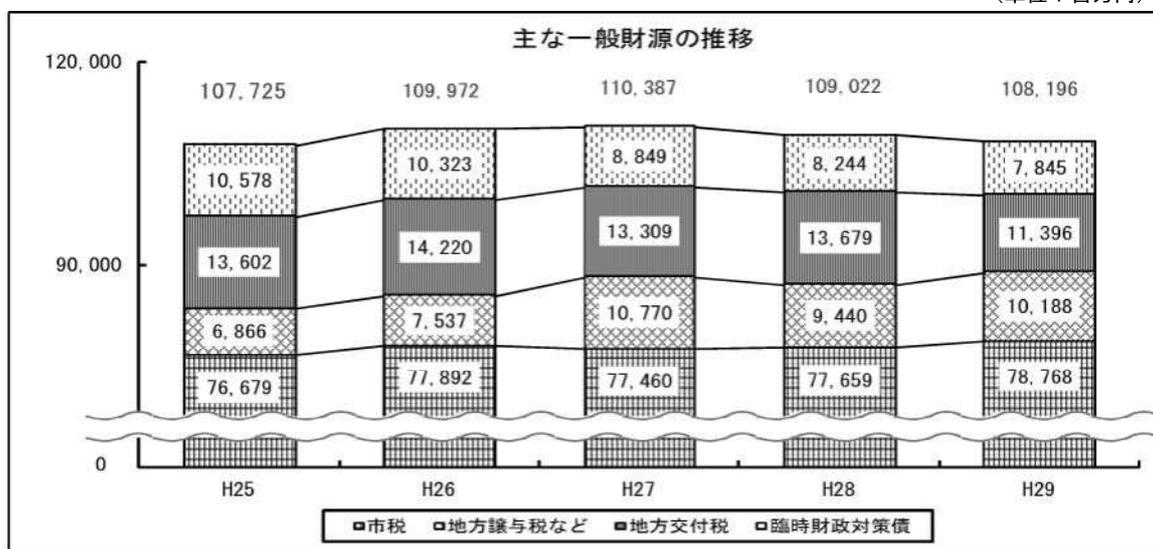
IV 平成 29 年度決算の特徴

1 歳入面からみると … 歳入の根幹である市税収入は前年度より増加している

歳入の根幹である市税収入は 787 億 68 百万円で、前年度と比べ、固定資産税等が増となったことなどから、11 億 8 百万円の増となった。

なお、主な一般財源の合計額は 1,081 億 96 百万円で、前年度と比べ 8 億 26 百万円の減となっているが、平成 28 年度に生じた地方交付税における基準財政収入額の過小算定に伴う影響額 10 億 67 百万円を反映すると、平成 29 年度決算における主な一般財源の合計額は 1,092 億 64 百万円となり、前年度と比べて 13 億 8 百万円の増となる。

(単位：百万円)



(単位：百万円、%)

	H25	H26	H27	H28	H29	前年増減	増減率
市税収入	76,679	77,892	77,460	77,659	78,768	1,108	1.4
うち個人市民税	22,743	22,895	23,214	23,539	23,740	201	0.9
うち法人市民税	6,193	7,413	6,870	6,593	6,985	392	5.9
うち固定資産税	33,713	33,338	33,186	33,325	33,864	539	1.6
地方譲与税等	6,866	7,537	10,770	9,440	10,188	748	7.9
うち地方消費税交付金	4,237	5,101	8,254	7,414	7,666	252	3.4
地方交付税※	13,602	14,220	13,309	13,679	11,396	△ 2,283	△ 16.7
臨時財政対策債※	10,578	10,323	8,849	8,244	7,845	△ 399	△ 4.8
合計	107,725	109,972	110,387	109,022	108,196	△ 826	△ 0.8
※実質的な地方交付税	24,180	24,543	22,157	21,923	19,241	△ 2,682	△ 12.2

(参考) 地方交付税における基準財政収入額の過小算定に伴う影響額を反映した主な一般財源 (単位：百万円、%)

	H25	H26	H27	H28	H29	前年増減	増減率
影響額	-	-	-	△ 1,067	1,067	2,134	△ 200.0
主な一般財源 (影響額反映後)	107,725	109,972	110,387	107,955	109,264	1,308	1.2

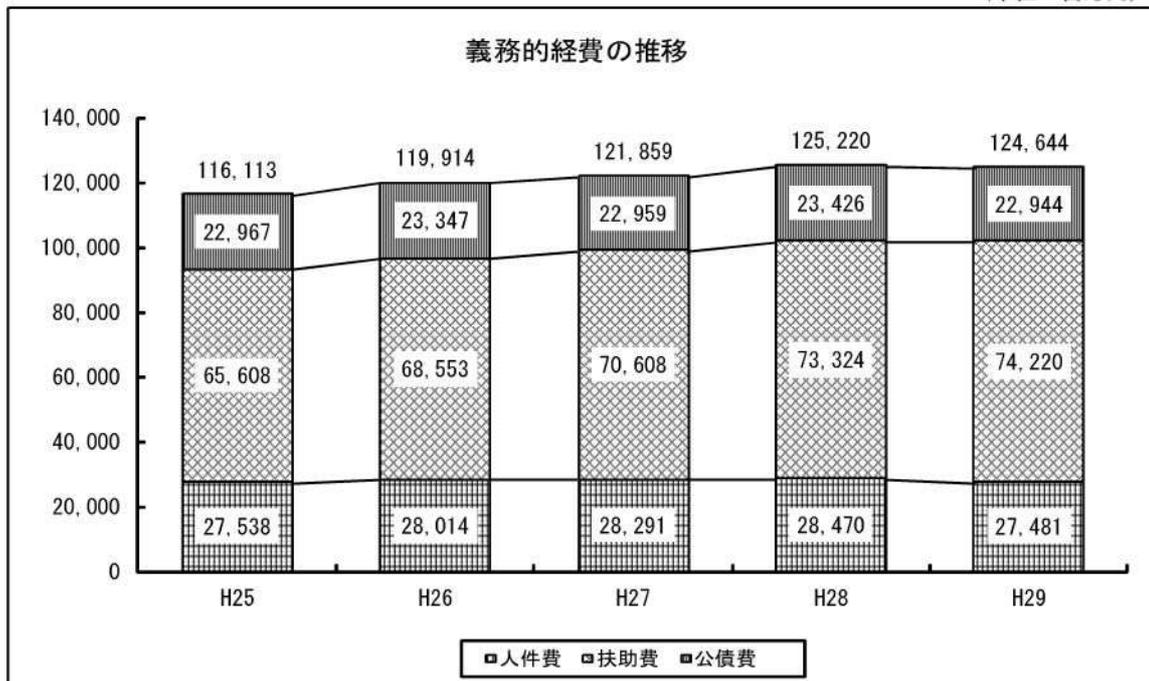
※地方交付税における基準財政収入額の過小算定については、平成28年度に財政調整基金に積み立て、平成29年度に同基金から取崩している。

2 歳出面からみると … 義務的経費は依然として高い水準にある

人件費などの義務的経費は 1,246 億 44 百万円で、前年度と比べ 5 億 76 百万円の減となっているものの、依然として高い水準となっている。

内訳は、生活保護扶助費や施設型給付費などの扶助費は 742 億 20 百万円で、前年度と比べ 8 億 95 百万円の増、一方で、職員給与などの人件費は 274 億 81 百万円で、前年度と比べ 9 億 89 百万円の減、また、市債償還などの公債費が 229 億 44 百万円で、前年度と比べ 4 億 82 百万円の減となっている。

(単位：百万円)



(単位：百万円、%)

	H25	H26	H27	H28	H29	前年増減	増減率
人件費	27,538	28,014	28,291	28,470	27,481	△ 989	△ 3.5
扶助費	65,608	68,553	70,608	73,324	74,220	895	1.2
公債費	22,967	23,347	22,959	23,426	22,944	△ 482	△ 2.1
義務的経費	116,113	119,914	121,859	125,220	124,644	△ 576	△ 0.5
歳出に占める比率	61.1	60.6	59.1	61.2	62.2	1.0	

注 1 公債費は、借換え分を除く。

《人件費の内訳》

(単位：百万円、%)

	H25	H26	H27	H28	H29	前年増減	増減率
人件費	27,538	28,014	28,291	28,470	27,481	△ 989	△ 3.5
職員給与	18,220	18,430	18,368	18,379	18,575	196	1.1
退職手当	2,173	2,346	2,470	2,791	1,396	△ 1,395	△ 50.0
その他	7,144	7,238	7,454	7,300	7,509	210	2.9

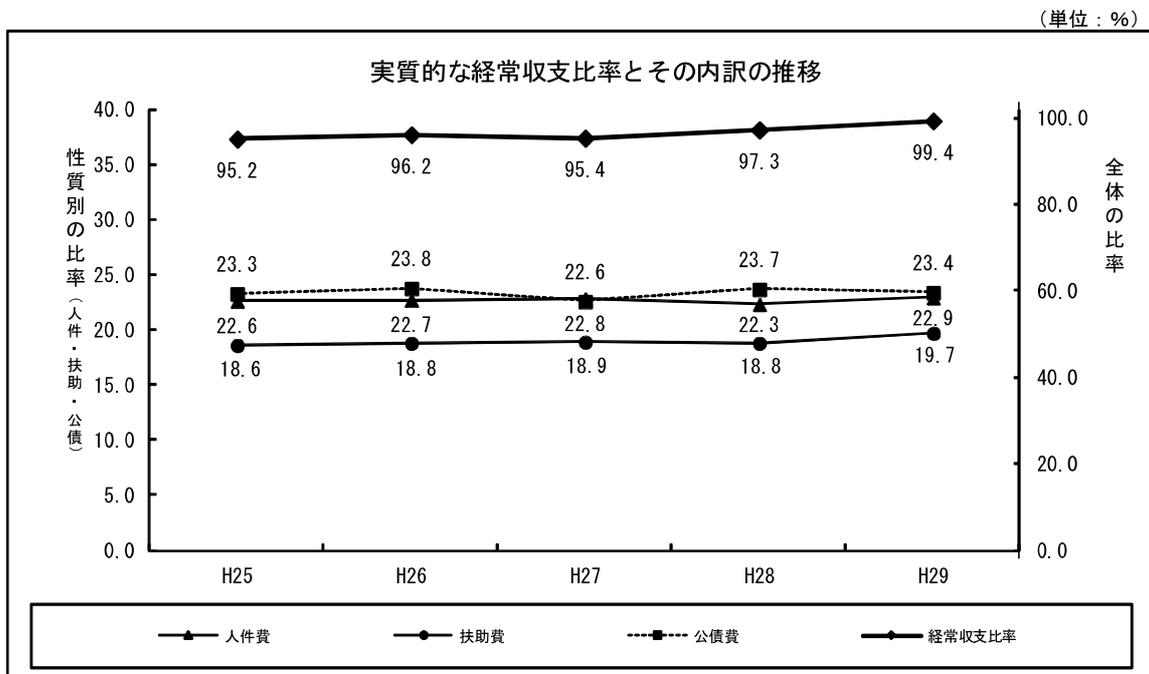
注 2 職員給与は、一般職にかかる給料及び職員手当（退職手当、児童手当を除く）の総額

3 財政構造面からみると … 硬直化した財政構造が続いている

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は 99.4%となっており、前年度と比べると 2.1 ポイント悪化している。これは歳入で地方交付税等の経常一般財源が減少したことや、歳出で社会保障関係経費等の増に伴い扶助費に係る経常的な一般財源が増となったことなどによるものである。

内訳は、次のとおりである。

- (1) 人件費は、22.9%で、前年度に比べ 0.6 ポイント増
- (2) 扶助費は、19.7%で、前年度に比べ 0.9 ポイント増
- (3) 公債費は、23.4%で、前年度に比べ 0.3 ポイント減



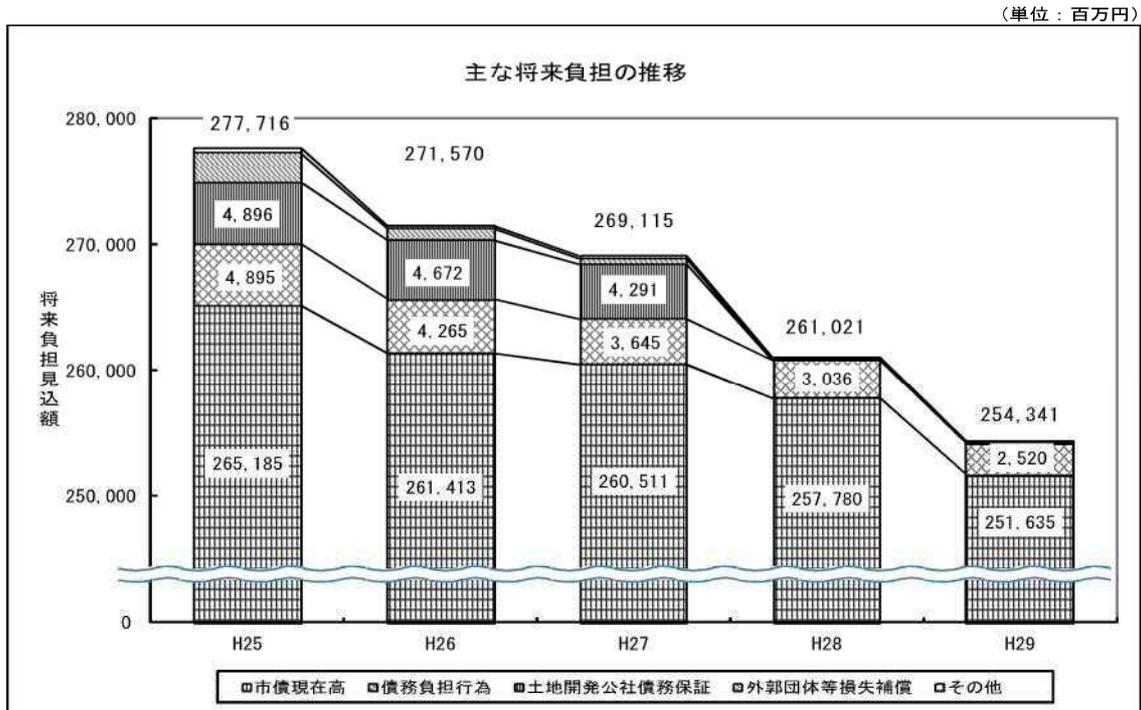
(単位：%)

	H25	H26	H27	H28	H29	前年増減
経常収支比率	95.2	96.2	95.4	97.3	99.4	2.1
人件費	22.6	22.7	22.8	22.3	22.9	0.6
扶助費	18.6	18.8	18.9	18.8	19.7	0.9
公債費	23.3	23.8	22.6	23.7	23.4	△ 0.3
物件費	12.0	12.1	12.1	12.4	12.6	0.2
その他	18.7	18.8	19.0	20.1	20.8	0.7

【経常収支比率】 市税などの経常的な一般財源に対し、人件費などの経常的な経費に充当された一般財源の占める比率。

4 負債面からみると … 依然として高い数値にあるものの、主な将来負担総額は着実に減少傾向にある

市債現在高のほか、債務負担行為や外郭団体等に係る損失補償など、本市が抱える将来負担額は 2,543 億 41 百万円で、前年度と比べ 66 億 80 百万円の減となっている。



(単位：百万円)

	H25	H26	H27	H28	H29	前年増減
市債現在高	265,185	261,413	260,511	257,780	251,635	△ 6,145
一般会計	245,231	245,933	248,669	248,943	245,621	△ 3,322
(うち臨時財政対策債)	66,206	73,923	79,287	83,341	86,401	3,060
(うち教育債)	35,596	40,649	48,361	49,988	50,508	520
特別会計	19,954	15,480	11,841	8,837	6,014	△ 2,823
その他の将来負担	12,531	10,157	8,604	3,241	2,706	△ 535
債務負担行為	4,895	4,265	3,645	3,036	2,520	△ 517
土地開発公社債務保証	4,896	4,672	4,291	48	48	1
外郭団体等損失補償	2,316	991	522	52	42	△ 10
その他	424	229	146	105	96	△ 9
合計	277,716	271,570	269,115	261,021	254,341	△ 6,680

注1 債務負担行為は、南部地域公園整備事業、J R 尼崎駅北地区駐車場整備事業、特別養護老人ホーム等整備事業、あまがさき緑遊新都心土地区画整理事業

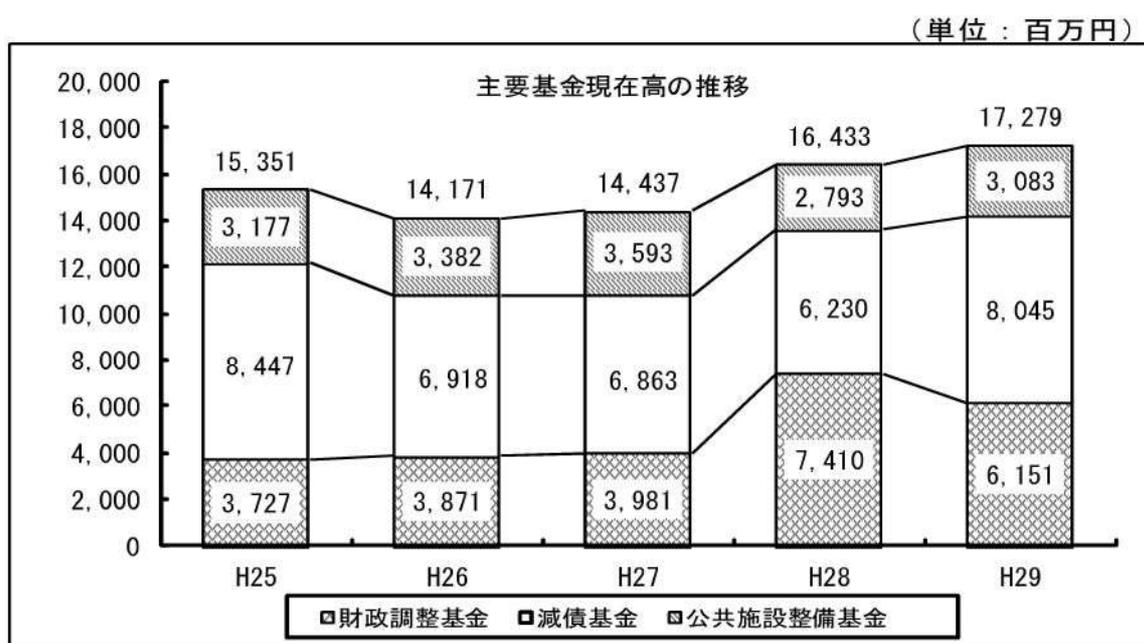
注2 外郭団体等損失補償は、尼崎市総合文化センター(~H26)、尼崎健康医療事業財団(~H28)、阪神福祉事業団

注3 その他は、丹波少年自然の家、阪神水道企業団

これは、市債現在高が 61 億 45 百万円の減となったほか、債務負担行為が 5 億 17 百万円の減となったことなどによるものである。

本市の将来負担額は、依然として高い数値となっているものの、土地開発公社保有地買戻しに伴い発行した公共用地先行取得等事業債の元金償還進捗等による市債現在高の減などによって、着実に減少傾向にある。

また、主要基金の現在高は 172 億 79 百万円で、前年度と比べ 8 億 46 百万円の増となっている。これは、旧尼崎東高等学校の不動産売却収入相当額を減債基金に積み立てたことなどによるものである。



(単位：百万円)

	H25	H26	H27	H28	H29	前年増減
主要基金現在高	15,351	14,171	14,437	16,433	17,279	846
財政調整基金	3,727	3,871	3,981	7,410	6,151	△ 1,259
減債基金	8,447	6,918	6,863	6,230	8,045	1,815
公共施設整備基金	3,177	3,382	3,593	2,793	3,083	290

<公共施設マネジメント計画にかかる市債及び基金>

(単位：百万円)

	H25	H26	H27	H28	H29	前年増減	
市債	年度末現在高	-	-	398	2,868	5,123	2,255
	償還元金	-	-	-	-	-	-
減債基金	年度末現在高	-	-	738	738	2,551	1,813
	積立額	-	-	738	-	1,813	1,813
	取崩額	-	-	-	-	-	-

5 健全化判断比率からみると … 類似の中核市と比較すると厳しい状況にあるものの、着実に改善している

健全化判断比率は、財政健全化法に基づき、平成 20 年度から導入された地方財政全体の評価を可能とする比率で、財政破綻に陥る前に予防措置を講じ、早期の段階で自主的に財政の健全化を図るための目安となる指標である。

平成 29 年度決算の数値は次のとおりである。

(健全化判断比率)

	平成29年度	平成28年度	前年度比較	(単位：%)	
				早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	－	－	－	11.25	20.0
②連結実質赤字比率	－	－	－	16.25	30.0
③実質公債費比率	13.5	13.9	△ 0.4	25.0	35.0
④将来負担比率	102.6	112.3	△ 9.7	350.0	

注1 ①及び②について、実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合は、「-」で記載している。

注2 「早期健全化基準」とは、財政健全化団体となる基準で、①から④までの4つの指標のうち、いずれか一つでも基準以上になった場合は、財政健全化計画を定め、議会の監視の下で自主的に財政健全化に努めることになる。

注3 「財政再生基準」とは、財政再生団体となる基準で、①から③までの3つの指標のうち、いずれか一つでも基準以上になった場合は、財政再生計画を定め、国の関与の下で財政健全化を図るもので、事実上、地方公共団体の予算編成権がなくなり、自治権が制限されることになる。

①実質赤字比率及び②連結実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等の収支が赤字となった場合における市税等標準的な一般財源の規模を示す標準財政規模に対する赤字額の比率で、これに企業会計等も含めた赤字額の比率を示すものが連結実質赤字比率である。

本市の実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、対象となる会計の合計がそれぞれ黒字となるため、いずれも「-」表示となっている。

③実質公債費比率

実質公債費比率は、標準財政規模に対する実質的な公債費（企業会計への補助金等で公債費に準ずるものを含む。）の比率を示すものである。

本市の実質公債費比率は 13.5%で、前年度と比べ 0.4 ポイント改善している。早期健全化基準（25%）は下回っているものの、学校施設耐震化事業など教育環境の充実等に対応するために発行した市債のほか、財源対策として発行してきた行政改革推進債や退職手当債などの元金償還が本格化を迎えてきていることなどにより、依然として高い水準にある。

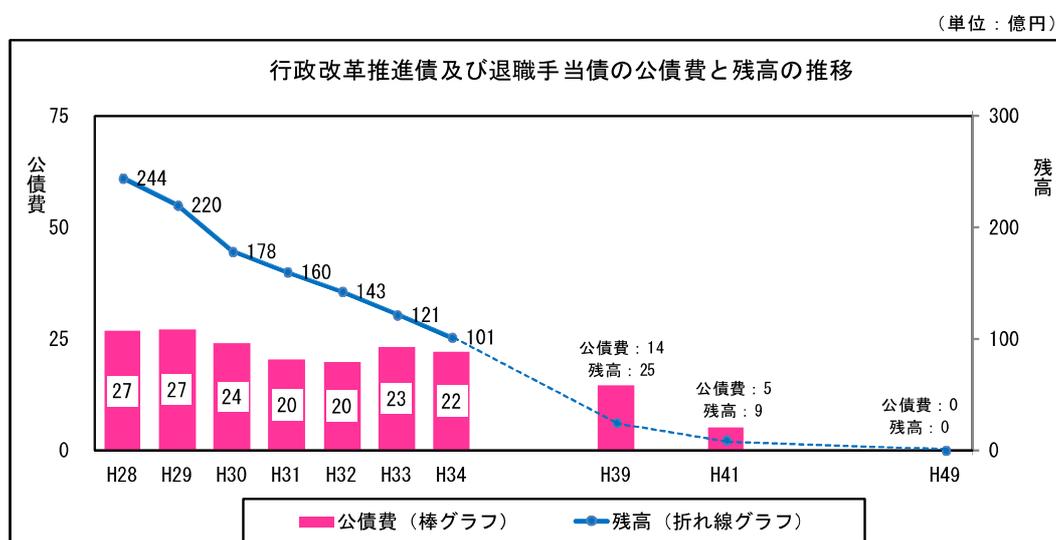
④将来負担比率

将来負担比率は、市債のほか一部事務組合や外郭団体などが抱える債務のうち、将来、市が実質的に負担すべき負債の標準財政規模に対する比率を示すもので、これらの負債が財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標である。

本市の将来負担比率は 102.6%で、前年度と比べて 9.7 ポイント改善している。

この要因は、公共用地先行取得等事業債や行政改革推進債及び退職手当債の市債残高が減少したことや、財源措置の手厚い市債が増加してきていることなどによるものである。

しかしながら、教育環境の充実等に対応するために発行した市債のほか、行政改革推進債や退職手当債などにより、依然として高い水準にある。



(参考①) 平成 28 年度決算における類似の中核市 7 市との比較

健全化判断比率を、類似の中核市※7 市と比較すると、実質公債費比率及び将来負担比率は一番高い状況にあり、将来負担比率は 112.3%と毎年着実に改善はしているものの、本市を除く 7 市の平均値 13.7%と比べると、約 8.2 倍である。特に将来負担比率は、将来世代への負担に大きく影響を与えるため、着実に縮減を図っていかねばならない。これを一般会計の収支不足の解消も図りながら行っていかなければならないという極めて厳しい状況に立たされている。

今後も財政運営の重要な指標として、健全化判断比率を活用し、適切な財政運営を行っていく必要がある。

※ 平成 27 年度国勢調査結果を基に、人口 35 万人以上 55 万人未満、第二次・第三次産業就業者割合 99%以上、県庁所在地・普通交付税不交付団体を除く中核市から 7 市を選定している。

市名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
尼崎市	-	-	13.9	112.3
中核市平均（本市除く）	-	-	3.8	13.7
本市と中核市平均との差	-	-	10.1	98.6
横須賀市	-	-	6.4	49.0
豊中市	-	-	6.4	8.6
高槻市	-	-	0.3	-
枚方市	-	-	△ 0.1	-
東大阪市	-	-	4.7	8.5
姫路市	-	-	4.7	0.7
西宮市	-	-	3.9	29.1

注1 将来負担比率について、マイナスとなる場合は「-」で記載している。

注2 平均値は各市の値を合計したものを、各市の数で割り戻す単純平均で算出している。

(参考②) 平成 28 年度決算における類似の中核市 7 市との比較

健全化判断比率の将来負担比率と発生主義及び複式簿記の考え方をを用いた統一的な基準による財務書類の数値から得られる指標（有形固定資産減価償却率）をクロス分析し、類似の中核市 7 市と比較すると次のとおりとなる。

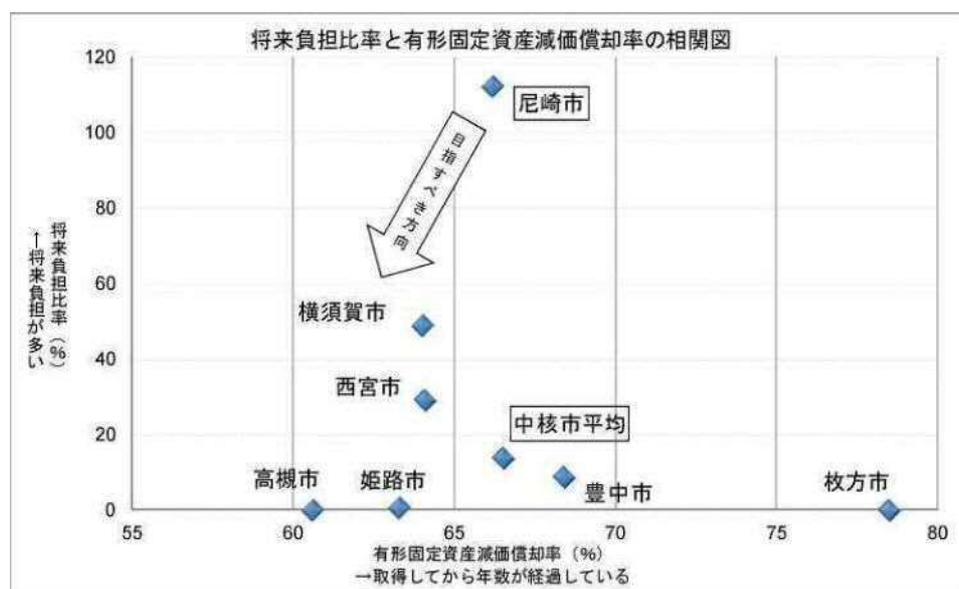
有形固定資産減価償却率とは、公共施設等が耐用年数に対して取得からどの程度経過しているのかを全体として把握する指標であり、将来負担比率と関連させることで、資産の耐用年数の経過状況と将来負担の状況を一覧できることから、例えば、将来負担が低くても、有形固定資産減価償却率が高ければ、施設更新等により、今後将来負担が増加する可能性があることを示す。

本市の有形固定資産減価償却率は 66.2%であり、中核市平均 66.5%と同水準となっているが、一般的に 50%を超えると高い水準にあるとみなされることから、本市の資産は、資産の取得から長い年数が経過している状況にあることに加えて、将来負担比率についても、本市は他都市と比べて非常に高い状況にある。

今後は、将来負担比率と有形固定資産減価償却率のバランスを取りながら、財政健全化の取組と公共施設マネジメントの取組を両軸で進めることが必要である。

市名	有形固定資産 減価償却率 (%)	将来負担比率 (%)
尼崎市	66.2	112.3
中核市平均 (本市除く)	66.5	13.7
本市と中核市平均との差	△ 0.3	98.6
横須賀市	64.0	49.0
豊中市	68.4	8.6
高槻市	60.6	-
枚方市	78.5	-
東大阪市	算出中	8.5
姫路市	63.3	0.7
西宮市	64.1	29.1

注1 将来負担比率について、マイナスとなる場合は「-」で記載している。
注2 平均値は各市の値を合計したものを、各市の数で割り戻す単純平均で算出している。



幼児教育の無償化について

平成30年10月9日

資料3-1 幼児教育の無償化に関する住民・事業者向け説明資料①

資料3-2 幼児教育の無償化に関する住民・事業者向け説明資料②

資料3-3 検討事項

3歳から5歳までの子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園などの利用料が無償化されます。

消費税率引上げ時の2019年10月1日からの実施を目指すこととされています。

- 子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速することとされました。幼児教育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから取り組まれるものです。
- 「新しい経済政策パッケージ」（2017年12月8日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（2018年6月15日閣議決定）において、以下の方針が示され、消費税率引上げ時の2019年10月1日からの実施を目指すこととされています。具体的な手続き等については、現在検討が行われているところです。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳の全ての子供たちの利用料が無償化されます。
 - * 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園の利用料については、同制度における利用者負担額を上限として無償化されます(上限月額2.57万円)。
 - * 実費として徴収されている費用(通園送迎費、食材料費、行事費など)は、無償化の対象外です。
 - * 幼稚園(4時間程度)については満3歳(3歳になった日)から、保育所については3歳児クラス(3歳になった後の最初の4月以降)から無償化されます。その他の施設等については、上記取扱いも踏まえて、検討が行われているところです。
- 0歳から2歳児の子供たちの利用料については、住民税非課税世帯を対象として無償化されます。

【対象となる施設・サービス】

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も同様に無償化の対象とされます。

※ 最優先の課題である待機児童解消の実現に向けては、女性就業率80%に対応できる「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿整備を進めます。

幼稚園の預かり保育を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 幼稚園の預かり保育を利用する子供たちについては、新たに保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園保育料の無償化（上限月額2.57万円）に加え、利用実態に応じて、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）と幼稚園保育料の無償化の上限額との差額である最大月1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

※ 認定こども園における子ども・子育て支援新制度の1号認定の子供たちが利用する預かり保育も含まれます。

認可外保育施設等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 認可外保育施設等を利用する子供たちについても、保育の必要性があると認定された3歳から5歳の子供たちを対象として、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料が無償化されます。
- 0歳から2歳児の子供たちについては、住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料が無償化されます。

【対象となる施設・サービス】

- 認可外保育施設等とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。このほか、子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象とします。
- 無償化の対象となる認可外保育施設等は、都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の指導監督基準を満たすことが必要です。ただし、経過措置として、指導監督基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。

いわゆる「障害児通園施設」を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）を利用する子供たちについて、利用料が無償化されます。
 - * 3歳から5歳が対象です（なお、0歳から2歳児の住民税非課税世帯については、既に無償となっています）。
- 幼稚園、保育所、認定こども園といわゆる障害児通園施設の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

- 子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速する。幼児教育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから取り組むもの。
- 「新しい経済政策パッケージ」（2017年12月8日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（2018年6月15日閣議決定）において、以下の方針が示され、消費税率引上げ時の2019年10月1日からの実施を目指すこととされている。
- 具体的な手続き等については、現在検討が行われているところ。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳の全ての子供たちの利用料を無償化。
 - * 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園の利用料については、同制度における利用者負担額を上限として無償化(上限月額2.57万円)。
 - * 実費として徴収されている費用(通園送迎費、食材料費、行事費など)は、無償化の対象外。
 - * 幼稚園(4時間程度)については満3歳(3歳になった日)から、保育所については3歳児クラス(3歳になった後の最初の4月以降)から無償化。その他の施設等については、上記取扱いも踏まえて、検討が行われているところ。
- 0歳から2歳児の子供たちの利用料については、住民税非課税世帯を対象として無償化。

【対象施設・サービス】

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象。

※ 最優先の課題である待機児童解消の実現に向けては、女性就業率80%に対応できる「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿整備を進める。

幼稚園の預かり保育を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 幼稚園の預かり保育を利用する子供たちについては、新たに保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園保育料の無償化（上限月額2.57万円）に加え、利用実態に応じて、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）と幼稚園保育料の無償化の上限額との差額である最大月1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料を無償化。

※ 認定こども園における子ども・子育て支援新制度の1号認定の子供たちが利用する預かり保育も含む。

認可外保育施設等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 認可外保育施設等を利用する子供たちについても、保育の必要性があると認定された3歳から5歳の子供たちを対象として、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化。
- 0歳から2歳児の子供たちについては、住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化。

【対象施設・サービス】

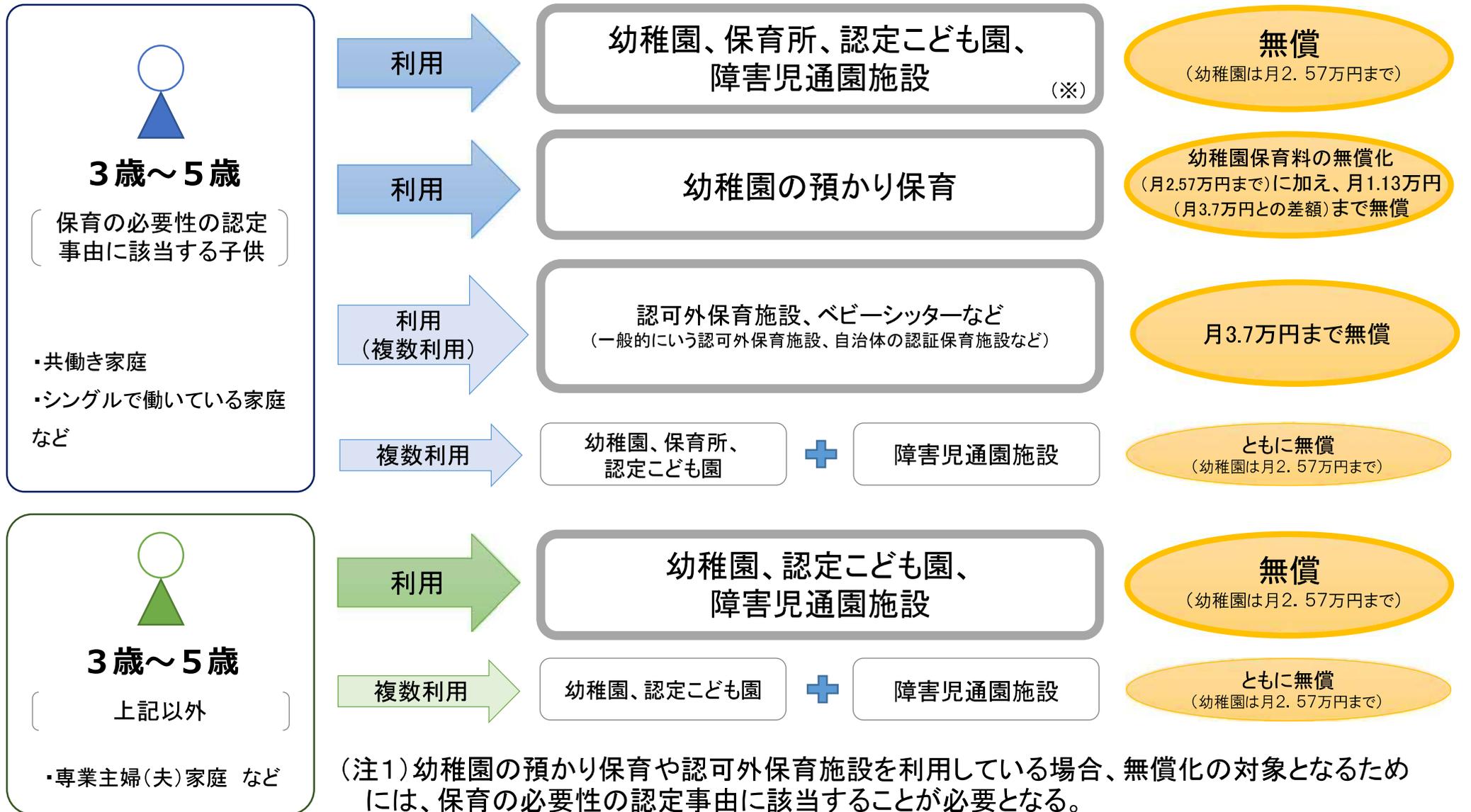
- 認可外保育施設等とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指す。このほか、子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業が対象。
- 無償化の対象となる認可外保育施設等は、都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の指導監督基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として、指導監督基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設ける。

いわゆる「障害児通園施設」を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）を利用する子供たちについて、利用料を無償化。
 - * 3歳から5歳が対象（なお、0歳から2歳児の住民税非課税世帯については、既に無償となっている）。
- 幼稚園、保育所、認定こども園といわゆる障害児通園施設の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象。 5

幼児教育の無償化の具体的なイメージ（例）



住民税非課税世帯については、0歳～2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。この場合、月4.2万円まで無償。

(注2) 上記のうち認可外保育施設及びベビーシッターについては、認可外保育施設の届出をし、指導監督の基準を満たすものに限る(ただし、5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設ける)。

(※) 地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象。

1. 「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」（平成30年5月）（抜粋）

保護者から実費として徴収している通園送迎費、食材料費、行事費などの経費については、無償化の対象から除くことを原則とすべきである。なお、そもそも認可施設における食材料費の取扱いが保育の必要性の認定種別間で異なっている現状があり、上記原則を踏まえた対応について早急に検討すべきである。

2. 保護者の自己負担の仕組み（現状）

（1）保護者の自己負担の方法

- ①**保育料** 保護者が施設（保育所は市町村）に支払う（子ども・子育て支援法）。
- ②**実費徴収** 保護者が施設に実コストに応じて支払う（運営基準）。
 - ・ 日用品・文房具等、行事参加費用、食事提供費用、通園送迎費用、その他通常必要とされる便宜に係る費用
 - ・ 事前の明示、同意



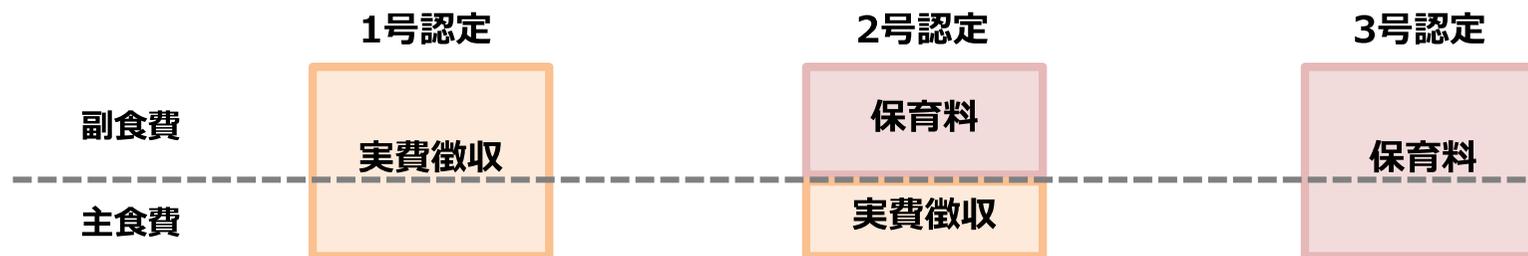
（2）低所得者等の負担減免（地方単独事業による軽減を除く。）

- ①**保育料** 生活保護世帯等を減免、世帯所得に応じた金額設定（子ども・子育て支援法施行令）。
- ②**実費徴収** 生活保護世帯等に市町村が助成（子ども・子育て支援法に基づく補足給付事業）。

(3) 支給認定区分による食材料費の負担方法の違い（地方単独事業による軽減を除く。）

給食費のうち食材料費は、生活保護世帯等を除き、保護者の自己負担が原則。新制度の認可施設・事業所では、1号～3号認定の支給認定区分により負担方法が異なっている。

ア 一般世帯の場合 主食・副食ともに保護者の自己負担。



- ※ 1 2・3号認定については、昭和24年の保育所給食制度の開始当初から、措置費に給食費を追加し、その措置費を負担能力のある者から徴収していた。
- ※ 2 1～3号認定のいずれについても、人件費は公費負担。
- ※ 3 食材料費に係る月額保育料の内訳は、主食費3,000円、副食費4,500円。

イ 生活保護世帯等の場合 3歳以上の主食を除き公費負担。



(参考1) 関係条文

● 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）

（利用者負担額等の受領）

第十三条

- 4 特定教育・保育施設は、前三項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
- 一 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用
 - 二 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
 - 三 **食事の提供に要する費用（法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）**
 - 四 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用
 - 五 前四号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 6 特定教育・保育施設は、第三項及び第四項の金銭の支払を求める際は、**あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。**ただし、第四項の規定による金銭の支払に係る**同意については、文書によることを要しない。**

(参考2) 新制度創設時における食材料費に関する主な意見 (平成25~26年度子ども・子育て会議)

- 少なくとも3歳以上は、幼保間における公平性が重要であり、発想は同じ視点に立つべき。
- 現行の認定こども園では、幼稚園児は給食費を頂戴し、保育園児は頂戴していない実態があり、新制度の認定こども園でこのまま続けることには疑問。
- 新制度の下で同じ施設で同じ給食を受ける子どもの給食費は、統一的な取り扱いが必要。
- 保育所の3歳以上児の主食は、戦後から家庭持参だが、社会の変化に対応し、主食も公定価格に含めることが適当。
- 保育所の給食費を公定価格に入れざるを得ないならば、幼稚園も同様にすべき。
- 食事提供の責任は保護者、家庭にまずあるので、主食も副食も実費徴収と整理し直すべき。
- 給食費としてどれだけかかっているか見える化し、利用者に伝えていけばよい。
- 特に低所得世帯が負担増にならないようにすべき。
- 補足給付の対象は、生活保護世帯だけでなく、より幅広く拡大を考えるべき。

平成29年度「2号・3号認定子ども」の保育料について(阪神間各市)

平成31年10月以降 2号認定及び3号認定のうち住民税非課税世帯の利用者負担額は無償化となる。

I 2号認定子どもの保育料

2			3			3			4			8			5			7			2			5			4								
尼崎市			神戸市			西宮市			芦屋市			宝塚市			伊丹市			川西市			三田市			3			2			5					
階層区分	標準時間	短時間	階層区分	標準時間	短時間	階層区分	標準時間	短時間	階層区分	標準時間	短時間	階層区分	標準時間	短時間	階層区分	標準時間	短時間	階層区分	標準時間	短時間	階層区分	標準時間	短時間	階層区分	標準時間	短時間	階層区分	標準時間	短時間	階層区分	標準時間	短時間			
A 生活保護	0	0	A 生活保護	0	0	A 生活保護	0	0	A 生活保護	0	0	A 生活保護	0	0	1 生活保護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
B1 市民税非課税世帯(母子等)	0	0	B* 市民税非課税世帯(母子等)	0	0	B1 市民税非課税世帯(母子・父子等)	0	0	B* 市民税所得割非課税世帯(母子等)	0	0	B0 市民税非課税世帯(母子等)	0	0	2-1 市民税非課税世帯(母子等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
B2 市民税非課税世帯(その他)	3,900	3,900	B 市民税非課税世帯(その他)	3,700	3,700	B2 市民税非課税世帯(その他)	3,000	3,000	B 同(その他)	5,000	4,900	B1 市民税非課税世帯(その他)	4,800	4,700	2-2 同(その他)	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100			
C1 市民税所得割課税額48,600円未満(母子等)	3,900	3,900	C 市民税所得割課税額48,600円未満(母子等)	5,100	5,100	C1 市民税所得割課税額48,600円未満(母子等)	4,400	4,300	C1 市民税所得割課税額48,600円未満(母子等)	4,500	4,400	D1 市民税所得割課税額48,600円未満(母子等)	6,300	6,100	3-2 市民税所得割課税額48,600円未満(母子等)	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	C 市民税所得割の額48,600円未満	11,100	10,900	11,100	10,900	C2 市民税所得割の額48,600円未満(母子等)	6,000	6,000	6,000	6,000	C2 市民税所得割の額48,600円未満(その他)	14,000	13,700	14,000	13,700
C2 同 48,600円未満(その他)	12,400	12,300	同 48,600円未満(その他)	10,400	10,200	同 48,600円未満(その他)	8,800	8,700	同 48,600円未満(その他)	9,000	8,800	同 48,600円未満(その他)	12,500	12,200	同 48,600円未満(その他)	14,000	13,800	14,000	13,800	C 同 48,600円未満(その他)	11,100	10,900	11,100	10,900	C2 同 48,600円未満(その他)	14,000	13,700	14,000	13,700	C2 同 48,600円未満(その他)	14,000	13,700	14,000	13,700	
D1 同 64,700円未満	18,300	18,100	D1 同 66,600円未満	18,200	17,900	C2 同 64,800円未満	14,800	14,600	C2 同 67,500円未満	13,500	13,200	D2 同 72,800円未満	19,000	18,600	4-1 同 50,900円未満	17,600	17,300	17,600	17,300	D1 同 69,500円未満	15,800	15,500	15,800	15,500	D1 同 64,700円未満	18,000	17,600	18,000	17,600	D1 同 64,700円未満	18,000	17,600	18,000	17,600	
D2 同 80,800円未満	19,600	19,400	D2 同 97,000円未満	21,600	21,200	C3 同 97,000円未満	21,600	21,300	C3 同 97,000円未満	22,000	21,600	D2 同 80,800円未満	22,000	21,600	4-2 同 54,700円未満	21,600	21,300	21,600	21,300	D2 同 81,600円未満	19,500	19,100	19,500	19,100	D2 同 80,800円未満	22,000	21,600	21,000	20,600	D2 同 80,800円未満	22,000	21,600	21,000	20,600	
D3 同 97,000円未満	21,000	20,700	D3 同 97,000円未満	21,000	20,700	C4 同 121,000円未満	30,800	30,400	C4 同 125,500円未満	28,000	27,500	D3 同 97,000円未満	23,000	22,600	4-3 同 97,000円未満	27,000	26,600	27,000	26,600	D3 同 97,000円未満	25,900	25,400	25,900	25,400	D3 同 97,000円未満	27,000	26,500	25,000	24,500	D3 同 97,000円未満	27,000	26,500	25,000	24,500	
D4 同 133,000円未満	31,600	31,200	D4 同 133,000円未満	31,600	31,200	C5 同 169,000円未満	33,800	33,300	C5 同 169,000円未満	30,000	29,400	D4 同 133,000円未満	29,800	29,200	5-1 同 108,400円未満	33,000	32,500	31,540	31,100	D4 同 135,500円未満	34,100	33,500	30,700	30,100	D4 同 120,000円未満	31,000	30,400	26,500	26,000	D4 同 120,000円未満	31,000	30,400	26,500	26,000	
D5 同 169,000円未満	33,400	33,000	D5 同 169,000円未満	29,800	29,300	C6 同 213,000円未満	35,400	34,900	C6 同 251,000円未満	32,500	31,900	D5 同 169,000円未満	33,200	32,600	5-2 同 169,000円未満	38,060	37,500	31,540	31,100	D5 同 169,000円未満	37,900	37,200	31,400	30,800	D5 同 143,000円未満	32,000	31,400	27,500	27,000	D5 同 143,000円未満	32,000	31,400	27,500	27,000	
D6 同 235,000円未満	42,000	41,400	D6 同 235,000円未満	42,000	41,400	C7 同 301,000円未満	37,300	36,700	C7 同 301,000円未満	34,000	33,400	D6 同 235,000円未満	35,500	34,800	6-1 同 190,300円未満	38,060	37,500	31,540	31,100	D6 同 231,900円未満	39,900	39,200	33,400	32,800	D6 同 169,000円未満	33,000	32,400	28,000	27,500	D6 同 169,000円未満	33,000	32,400	28,000	27,500	
D7 同 301,000円未満	42,000	41,400	D4 同 301,000円未満	31,600	30,300	C8 同 397,000円未満	38,100	37,500	C8 同 397,000円未満	37,000	36,300	D7 同 301,000円未満	35,500	34,800	6-2 同 301,000円未満	38,060	37,500	31,540	31,100	D7 同 301,000円未満	41,900	41,100	35,400	34,700	D7 同 301,000円未満	33,000	32,400	28,000	27,500	D7 同 301,000円未満	33,000	32,400	28,000	27,500	
D8 同 397,000円未満	42,000	41,400	D5 同 397,000円未満	32,800	30,300	C9 同 397,000円以上	41,000	40,400	C9 同 397,000円以上	41,000	40,300	D8 同 397,000円未満	37,500	36,800	7-1 同 339,000円未満	38,060	37,500	31,540	31,100	D8 同 368,000円未満	43,900	43,100	37,400	36,700	D8 同 349,000円未満	33,000	32,400	28,000	27,500	D8 同 349,000円未満	33,000	32,400	28,000	27,500	
D9 同 397,000円以上	42,000	41,400	D6 同 397,000円以上	32,800	30,300	C9 同 397,000円以上	41,000	40,400	C9 同 397,000円以上	41,000	40,300	D9 同 397,000円以上	40,000	39,300	8 同 397,000円以上	42,300	41,600	34,800	34,200	D9 同 397,000円以上	43,900	43,100	37,400	36,700	D10 同 397,000円以上	33,000	32,400	28,000	27,500	D10 同 397,000円以上	33,000	32,400	28,000	27,500	

II 3号認定子どもの保育料

3			4			6			8			11			10			9														
尼崎市			神戸市			西宮市			芦屋市			宝塚市			伊丹市			川西市			三田市											
階層区分	標準時間	短時間	階層区分	標準時間	短時間	階層区分	標準時間	短時間	階層区分	標準時間	短時間	階層区分	標準時間	短時間	階層区分	標準時間	短時間	階層区分	標準時間	短時間	階層区分	標準時間	短時間	階層区分	標準時間	短時間	階層区分	標準時間	短時間	階層区分	標準時間	短時間
A 生活保護	0	0	A 生活保護	0	0	A 生活保護	0	0	A 生活保護	0	0	A 生活保護	0	0	1 生活保護	0	0	A 生活保護	0	0	A 生活保護	0	0	A 生活保護	0	0	A 生活保護	0	0	A 生活保護	0	0
B1 市民税非課税世帯(母子等)	0	0	B* 市民税非課税世帯(母子等)	0	0	B1 市民税非課税世帯(母子・父子等)	0	0	B* 市民税所得割非課税世帯(母子等)	0	0	B0 市民税非課税世帯(母子等)	0	0	2-1 市民税非課税世帯(母子等)	0	0	B 市民税非課税世帯(母子等)	6,900	6,700												
B2 市民税非課税世帯(その他)	5,300	5,300	B 市民税非課税世帯(その他)	5,600	5,600	B2 市民税非課税世帯(その他)	4,500	4,500	B 同(その他)	5,500	5,400	B1 市民税非課税世帯(その他)	7,000	6,800	2-2 同(その他)	6,000	6,000	B 市民税非課税世帯(その他)	6,900	6,700												
C1 市民税所得割課税額48,600円未満(母子等)	5,300	5,300	C 市民税所得割課税額48,600円未満(母子等)	6,100	6,100	C1 市民税所得割課税額48,600円未満(母子等)	5,200	5,100	C1 市民税所得割課税額48,600円未満(母子等)	4,750	4,650	D1 市民税所得割課税額48,600円未満(母子等)	7,300	7,100	3-2 市民税所得割課税額48,600円未満(母子等)	8,100	8,000	C 市民税所得割の額48,600円未満	6,700	6,700												
C2 同 48,600円未満(その他)	13,200	13,100	同 48,600円未満(その他)	12,300	12,100	同 48,600円未満(その他)	10,400	10,300	同 48,600円未満(その他)	9,500	9,300	D1 同 48,600円未満(その他)	14,500	14,200	同 48,600円未満(その他)	16,200	16,000	C 同 48,600円未満(その他)	14,700	14,400												
D1 同 64,700円未満	21,000	20,800	D1 同 66,600円未満	20,300	20,000	C2 同 64,800円未満	16,500	16,300	C2 同 67,500円未満	15,000	14,700	D2 同 72,800円未満	21,000	20,600	4-1 同 50,900円未満	21,800	21,500	D1 同 69,500円未満	17,600	17,300	D1 同 64,700円未満	21,000	20,600									
D2 同 80,800円未満	22,300	22,100	D2 同 97,000円未満	24,000	23,600	C3 同 97,000円未満	24,000	23,700	C3 同 97,000円未満	25,500	25,000	D2 同 80,800円未満	25,500	25,000	4-2 同 54,700円未満	25,500	25,200	D2 同 81,600円未満	21,700	21,300	D2 同 80,800円未満	25,000	24,500									
D3 同 97,000円未満	23,700	23,400	D3 同 97,000円未満	23,700	23,400	C4 同 121,000円未満	35,600	35,100	C4 同 125,500円未満	35,500	34,800	D3 同 97,000円未満	25,500	25,000	4-3 同 97,000円未満	30,000	29,600	D3 同 97,000円未満	29,000	28,500												
D4 同 133,000円未満	34,300	33,900	D4 同 133,000円未満	34,300	33,900	C5 同 169,000円未満	39,100	38,600	C5 同 169,000円未満	43,500	42,700	D4 同 133,000円未満	33,300	32,700	5-1 同 108,400円未満	37,000	36,500	D4 同 135,500円未満	36,200	35,500												
D5 同 169,000円未満	36,100	35,700	D3 同 169,000円未満	35,600	35,000	C6 同 213,000円未満	51,700	50,900	C6 同 251,000円未満	54,500	53,500	D5 同 169,000円未満	40,600	39,900	5-2 同 169,000円未満	44,500	43,900	D5 同 169,000円未満	44,500	43,700												
D6 同 235,000円未満	52,200	51,500	D6 同 235,000円未満	52,200	51,500	C7 同 301,000円未満	56,200	55,400	C7 同 301,000円未満	60,000	58,900	D6 同 235,000円未満	50,200																			